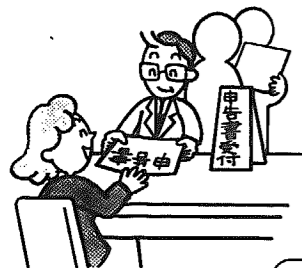


所得税・住民税・消費税の申告がはじまります



- ◎ 所得税の確定申告及び住民税の申告期限は3月15日（火）です。
- ◎ 期限間近になりますと、申告相談会場は大変混雑します。
- ◎ 申告書の書き方などのわからない人については、税務署や市町村役場で相談や申告書の作成指導に応じています。
- ◎ 早めに相談して申告を済ませましょう。（土・日曜日は閉庁日です）

還付申告の事前相談を行います

町では申告期間中の混雑を解消するため、給与所得者で「医療費控除」等の還付申告を受ける方のみ事前に納税相談を行います。

- ・場所 役場1階 集団検診室
- ・相談日 2月3日（木）
2月4日（金）
- ・時間 午前9時～午後4時
(受付は午後3時まで)
- ・対象者 ①医療費控除を受ける方
②年の途中で退職した場合などで
年末調整されなかった方
- ・問い合わせ先 役場税務課 住民税係 ☎38-3111

その他

還付申告は一番館で！

関東信越税理士会新津支部では次の日程で二番館（旧新津市役所）にて還付申告についてのご相談や申告書の作成支援を無料で行っておりますのでこの機会を是非ご利用ください。

■対象となる方

- ・年金を受給されている方
- ・給与所得者
- ①医療費控除を受ける方
- ②二ヶ所以上からの給与を受けている方
- ③年の途中で退職した場合などで年末調整されなかった方

●場所 新津市本町二番館

（旧新津市役所）二階
期間 2月1日（火）

～2月17日（木）
受付 午前9時～午後3時
（土・日曜日、祝日は除く）
（正午から午後1時まで
は昼休み時間です。）

◆問い合わせ先
新津税務署 個人課税部門
☎0250（22）2153

■申告の相談に必要なもの

- ◆申告書・印鑑（昨年の申告書の控えがあれば、お持ちください。）
- ◆筆記用具・計算器具
- ◆金融機関名、口座番号のわかる書類

収支内訳書の添付を

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で確定申告書を提出する人（青色申告者を除きます。）は、その年の総収入金額や必要経費を記載した「収支内訳書」を確定申告書に添付しなければなりません。

所得税

申告すれば税金の戻る人

確定申告をしなくてもよい人でも、次のような場合は源泉徴収された税金の還付を受けるための申告書を提出することが出来ます。

- ①源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない人
 - ②給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
 - ③給与所得者で次のような人
 - ①災害や盗難にあった人
 - ②多額の医療費を支払った人
 - ③住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・購入または大規模な修繕・増改築をした人
- ※還付申告書は2月16日以前でも提出できます。
※申告期間中は大変混雑しますので早めの提出をお願いします。
※還付申告書を早く提出すれば税金が早く還付されます。

申告が必要な人

次のような人は確定申告をしなければなりません。

- ①事業を行っている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで、平成16年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超える人
- ②給与所得者で次のいずれかの要件などに当てはまる人
 - ①給与の年収が2千万円を超える人
 - ②二ヶ所以上から給与をもらっている人
 - ③一ヶ所から給与の支払いを受けている人で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
 - ④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている人

住民税

住民税の申告をしなければならぬ人

- 事業所得（営業等・農業）配当所得・不動産所得・雑所得等のあった人
- ※確定申告をした人を除く
- 国民健康保険加入者
- 扶養家族として証明書が必要な人
- 生命保険や医療費控除を受けようとする人

※なお、該当する方には、後日申告書を送付しますので、申告の手引きをよく読んで正しい申告をしてください。所得税・住民税とも申告には印鑑・源泉徴収票（原本）各種領収書・証明書などが必要です。

消費税

消費税及び地方消費税の確定申告と納税は正しくお早めに行います。

個人事業主の方の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は3月31日（木）までとなっています。
消費税及び地方消費税の申告書は、なるべく所得税の申告書と一緒に提出されるようお願いいたします。
（土・日曜日は閉庁日です）

振替納税をご利用の皆様へ

平成16年分の確定申告に係る振替日は、
所得税 4月19日（火）
消費税 4月26日（火）
となっております。

二～三日前には、預貯金残高をお確かめください。
なお、預貯金残高不足等で引き落としできませんと法定納期限の翌日から延滞税がかかりますので、ご注意ください。

二七税務職員に
ご注意ください

税務職員を装い、勤務先、取引銀行等を問い合わせる事例や現金などを持ち去る事件が発生しています。
皆様がこのような被害に遭わないようにご注意ください。

自宅で簡単トライ!

国税庁のホームページで申告書の作成ができます。
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
入力画面のガイダンスに従って金額等を入力すると、確定申告書が印刷できます。
※使用するプリンター等に制限がありますので、ホームページをよくご覧下さい。

国税庁確定申告サイトオープン
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたも早くアクセス。
www.nta.go.jp



確定申告 3月15日(火)or 3月31日(木)まで

申告期間

2月16日（水）から
所得税・住民税
3月15日（火）まで
消費税
3月31日（木）まで

小須戸町役場 申告相談

期間 2月16日（水）～3月15日（火）
（昼休み、土・日曜日、祝日は除く）
時間 午前9時～午後4時
会場 役場2階 保健指導室
◎ 日程を指定された方は、その日にお願
いします。